

別記

危険負担表

種類	内容	負担者	
		県	指定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの 反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由に よる事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が 生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費 及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加 経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動 その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことの できない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復 による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（１件当たりの修繕費が、概ね１０万円 未満のもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの （１件当たりの修繕費が、概ね１０万円未満のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの （上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの （１件当たりの修繕費が、概ね１０万円未満のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの （上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた 場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備等により情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における 業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○